

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律について(一部抜粋)

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 33 号。以下「改正法」という。）については、本年 3 月 14 日に第 217 回国会に 提出され、本年 5 月 8 日に可決成立し、令和 7 年 5 月 1 4 日に公布されました。

【概要】

少子高齢化が進展し、生産年齢人口の減少が見込まれる中、多様な人材が安全に、かつ、安心して働き続けられる職場環境を整備するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進、職場のメンタルヘルス対策の強化、化学物質による健康障害防止等の仕組みの整備、機械等による労働災害防止の促進、高年齢労働者の労働災害防止のための取組の強化等の措置を講ずるものとなっている。

【施行期日】

改正法の内容に応じて、公布日、令和 8 年 1 月 1 日、令和 8 年 4 月 1 日、令和 8 年 10 月 1 日、令和 9 年 1 月 1 日、令和 9 年 4 月 1 日、公布の日から起算して 3 年を超えない範囲内において政令で定める日又は改正法の公布の日から起算して 5 年を超えない範囲内において政令で定める日とされている。

【改正法の概要】

公布日施行の改正法の内容

安衛法第 3 条第 3 項は、昭和 47 年の安衛法制定当時から広く「仕事を他人に請け負わせる者」に適用されてきたものであり、特に建設工事の発注における不適切な工期設定や施工方法の指定が想定されていたことから、建設工事の注文者を例示してきたところであるが、無理な納期設定、作業方法の指定、経費の算定等により労働災害が起こる可能性は建設工事に限られないため、建設工事以外の注文者にも広く適用される趣旨を、明確にしたものであること。

また、安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれのある条件の例示として、「作業方法」、「納期」を追加したものであること。

労働安全衛生法第 3 条第 3 項（事業者等の責務）

新	旧
建設工事の注文者その他の仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、作業方法、工期、納期等について、安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。	建設工事の注文者等仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、工期等について、安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれのある条件を附さないように配慮しなければならない。